

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更概要について

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)とは

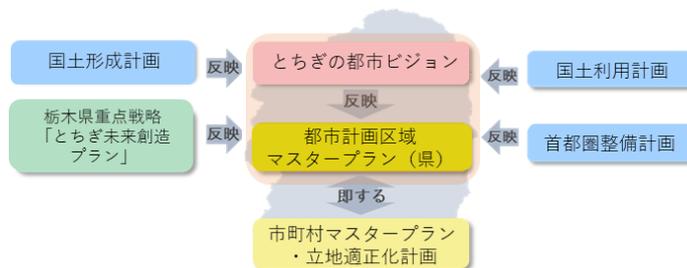
都市計画法に基づき、各都市計画区域において県が定める都市計画である。

本都市計画は、長期的な視点に立って、都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて基本的な方向性を定めるもの。

この方針に即して、土地利用や都市計画施設などの各種都市計画、地域の実情や課題に対応した詳細な方針である市町の市町村マスタープランや立地適正化計画を定めることとなる。

《都市計画の変更履歴》

- 平成 16 年 当初策定
- 平成 23 年 第 1 回目の変更
- 平成 28 年 第 2 回目の変更
- 令和 3 年 第 3 回目の変更
- 令和 8 年 3 月末 第 4 回目の変更



都市計画区域マスタープランの体系図

2 都市計画区域マスタープランの主な変更点

(1) 都市計画区域マスタープランの合冊

- ・「宇都宮都市計画区域マスタープラン」と「栗野都市計画区域マスタープラン」
- ・「小山栃木都市計画区域マスタープラン」と「西方都市計画区域マスタープラン」をそれぞれ合冊した。

(2) 公共交通軸の設定

コンパクト・プラス・ネットワークの推進には、公共交通軸の確保とまちづくりの取組を連携して進めることが重要であることから、新たに「公共交通軸」を設定した。

(3) 各種施策の追加

- 県：広域道路網の検討、奥日光地域への新モビリティ検討、「文化と知」の創造拠点整備など
- 市町：LRT 延伸、スマート IC の整備、新産業団地整備、都市計画事業、拠点整備 など
- 制度：地域未来投資促進法の活用 など

3 都市計画区域マスタープランの策定経過

- 令和 4 年度に専門委員会を設置し計 10 回の専門委員会を実施し調査検討を行った。
- 庁内・市町においては計 3 回の意見照会を実施し各種施策等の反映を行った。

【策定経過と検討内容】

R5. 2	第 184 回都計審	諮問 → 専門委員会の設置
同月	第 1 回専門委員会	都市の現状と問題点の整理
R5. 7	第 2 回専門委員会	都市づくりの課題整理、都市計画区域及び区域区分の検討
R5. 9	第 3 回専門委員会	目指すべき都市構造の検討
R5. 12	第 4 回専門委員会	これまでの検討内容のまとめ
R6. 2	第 186 回都計審	検討結果の報告 → 答申
同月	第 5 回専門委員会	とちぎの都市ビジョンのまとめ → パブコメの実施(3 月)
R6. 7	第 6 回専門委員会	区域マスの検討(拠点の見直し) → 市町照会①
R6. 12	第 7 回専門委員会	区域マスの検討(公共交通軸の設定) → 庁内照会①
R7. 5	第 8 回専門委員会	区域マス(構想)の作成 → 庁内・市町照会②③、16 条縦覧の実施(7 月)
R7. 7	第 189 回都計審	区域マスの進捗報告① (区域マス策定方針、基本的な考え方など)
R7. 9	第 9 回専門委員会	区域マス(案)の作成 → 17 条縦覧の実施(11 月)
R7. 10	第 190 回都計審	区域マスの進捗報告② (区域マスの主な変更点、本編素案の提出など)
R8. 1	第 10 回専門委員会	区域マスの確定

4 今回の都市計画区域マスタープランの概要（主な記載内容）

追加変更内容：下線

1 都市計画の目標

1-1 目標年次及び都市計画区域の範囲・規模（基準年：令和2（2020）年）

- ・ 令和22（2040）年（都市づくりの基本理念、将来の都市構造）
- ・ 令和12（2020）年（土地利用、都市施設、市街地整備などの決定方針）

1-2 都市計画区域の現状及び課題

- ・ 人口動態、産業の状況、土地利用の状況、周辺都市との関連性などの整理
- ・ 都市づくりを進める上での今後の課題を抽出

1-3 都市づくりの基本理念

- 1) 誰もが暮らしやすい集約型の都市づくり
- 2) 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- 3) 災害に強くてしなやかな都市づくり
- 4) 環境にやさしい脱炭素型都市づくり
- 5) 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

1-4 区域の将来都市構造

- ・ これまでの都市づくりを継承しつつ「自然災害」「カーボンニュートラル」「公共交通と土地利用の連携」等の取組を強化した「とちぎのスマート＋コンパクトシティ 2.0」の実現を目指す。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

- ・ 現状の区域区分を継続（線引き3区域、非線引き14区域）

2-2 区域区分の方針

- ・ 線引き区域（宇都宮・足利佐野・小山栃木）の市街化区域の規模を示す。

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 災害に強く、持続可能でにぎわいのある誰もが暮らしやすい都市づくりを推進
- ・ 公共施設や民地のオープンスペース化を行い「ウォークブルな空間づくり」を図る
- ・ 居住地のほか、重要な公共施設や都市機能は災害リスクの低い地域への立地誘導を図る

【住宅地】

- ・ 日常生活に必要な都市機能や、公共交通の利便性が確保されている地区を中心に住宅地を配置する。

【商業地】

- ・ 都市の賑わいを促す都市的商業地を子どもや高齢者の交通手段に配慮しながら、広域拠点地区に配置する。
- ・ 日常サービスが受けられる日常的商業地を徒歩や自転車での移動範囲に配慮しながら、地域拠点地区等に配置する。

【工業地】

- ・ 工業地は、既存工業団地の隣接地のほか、交通利便性、電力・通信インフラなどの整備状況などを踏まえ、周辺環境に配慮しながら配置する。

【その他】

- ・ 郊外部においては、農地や緑地などの自然環境とその景観の保全等に配慮しながら、地域の実情に応じた範囲において土地利用を図る。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・誰もが安全でスムーズに移動でき安心安全に暮らすために、公共交通や道路を活用した総合的な交通体系、下水道や河川、各種処理施設などの都市施設の整備を進める。

【交通】

- ・地域の発展を支える道路整備のほか、重要物流道路、災害時の緊急輸送道路などに資する広域的な道路ネットワークを構築する。
- ・公共交通機関相互の連携や交通結節点の機能強化などを図り利便性向上を推進する。
- ・既存集落や郊外部からも拠点地区にある生活利便施設を使いやすくするため、地域に適した交通手段の導入を促進する。
- ・歩道や公共交通機関のバリアフリー化、自転車利用環境の充実、パーソナルモビリティの導入等により、歩いて暮らせる都市づくりを進める。

【下水道、河川】

- ・生活排水などの汚水を効率的に処理し、生活環境の改善や河川などの水質保全を図るため、下水道の整備を促進する。
- ・気候変動や流域内の開発などに伴う雨水の流出増に対応するため、河川計画と整合のとれた効率的な下水道の整備や、河川改修などの治水対策を推進する。
- ・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置などによる洪水時の監視体制の強化を図るなど、新技術を活用しながら防災・減災、災害への対応強化を図る。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・市街地における良好な都市環境の形成や土地の有効活用を図るため、道路や公園などの都市基盤の整備と一体となった土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業を促進する。

3-4 自然環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・丘陵地帯や水辺空間、田園地帯などの良好な自然環境の保全を図るとともに、魅力ある地域資源として有効に活用していく。
- ・レクリエーション活動、脱炭素化、生物多様性の確保、景観形成、防災などの観点から農地や公園緑地などの自然環境の整備・保全を推進する。
- ・市街地内の農地については、必要に応じて保全するとともに、市民農園や体験農園などとして利活用を図る。

3-5 都市防災に関する方針

- ・公共施設やライフラインの耐震化、宅地防災対策、都市の不燃化を推進する。
- ・災害発生の恐れのある区域における新たな市街化を抑制するとともに、より安全な地域に居住を誘導するなど、適切な土地利用を図る。
- ・防災拠点となる都市公園の適正配置や防災機能の確保、重要物流道路や緊急輸送道路、減災ネットワーク道路の整備を推進する。
- ・大雨による被害低減のため、河川改修や遊水池の設置などのハード対策に加え、防災ハザードマップの作成や洪水予報・土砂災害警戒情報の発表などのソフト対策を推進する。
- ・事前復興まちづくりに向けた取組の推進

4 都市づくりの実現に向けて（スマート+コンパクトシティの実現に向けたその他の取組）

4-1 実現に向けての基本方針

- 1) 多様な主体と協働・連携
- 2) まちづくり DX
- 3) 子育て、医療、産業、環境など各種施策と連携した都市政策の展開

4-2 都市づくりの実現化方策

- ・『1-3 都市づくりの理念』を実現するための主な取組について記載。